

(家族出産育児付加金)

第61条 削 除

<<旧条文—正式文からは削除した>>

被扶養者である配偶者が分娩したときは、法第114条の規程により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児付加金として1万円を支給する。

(附則)

1. 第48条の規約を第61条に変更し、また条文の一部を変更、平成15年4月1日から施行する。
2. 第61条は平成19年4月1日削除する。